

免許制度のない民間療法施術者（セラピスト）に 基礎医学修得の義務化と安全基準の制度化を！ － 全国統一「基礎医学検定」の普及を求める署名－

整体（カイロプラクティック、タイ古式マッサージ、ベビーマッサージ、ハンドマッサージ、各種療法等）エステティック、アロマセラピー、ヨガ、スポーツトレーニング、リラクゼーションなどを行う施術者やセラピスト、インストラクターにとって、有資格者（開業権がある医療系国家資格＝医師、鍼灸師・按摩マッサージ指圧師、柔道整復師）が学ぶ基礎医学知識は施術をする上で最低限必要と考えられます。この学びが無いために事故等（死亡事故を含む）が頻発しています。

民間療法を行う施術者にとって、人体の解剖学や生理学などの基礎医学修得は、施術を受ける方の健康や、施術者自身を守る知識となるだけではなく、職場での安全性を高めると同時に民間療法に携わるすべての業界の価値を高めます。

（社）日本鍼灸療術医学会は国家資格レベルの基礎医学教育と基準制度化を8年にわたり行なってきました。一般の方や学生、歯科医師、理学療法士、看護師、助産師、介護士、海外で資格を取得されたセラピストなど、様々な方がこの検定に参加されています。これらの理由により以下のことを請願します。

【請願事項】

資格制度のない民間療法を行なう施術者、セラピスト、エステティシャンなどに基礎医学の教育と、全国統一「基礎医学検定」の制度化を実現し、国民が安心して施術所やサロン等において質の高い施術が受けられるようにしてください。

	氏名	住所	印
1			
2			
3			
4			
5			

【取り扱い団体】一般社団法人日本鍼灸療術医学会

〒145-0071 東京都大田区田園調布 2-45-8 ☎03-3721-1102